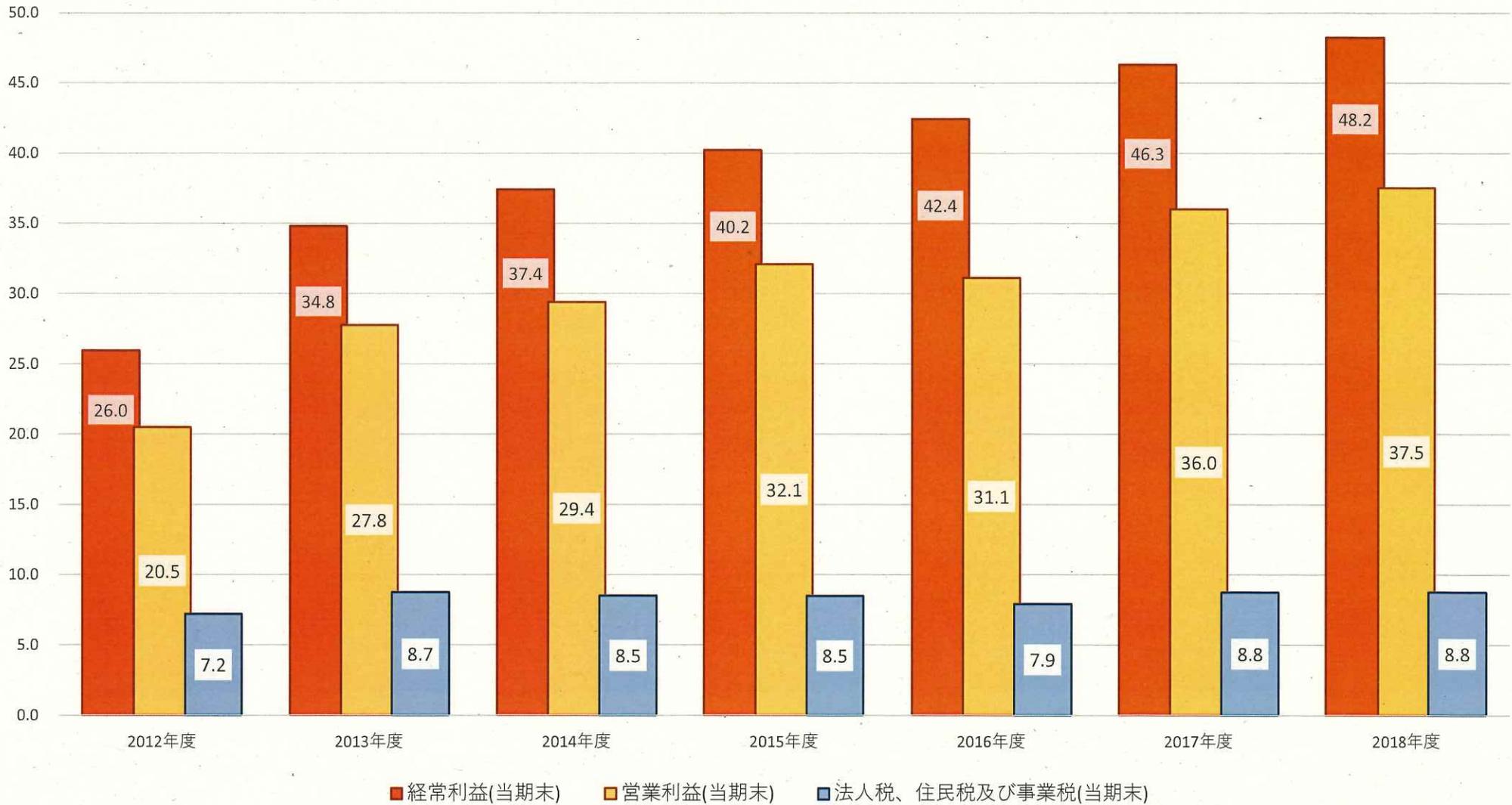


# 利益と法人税の推移（資本金10億円以上）

【兆円】

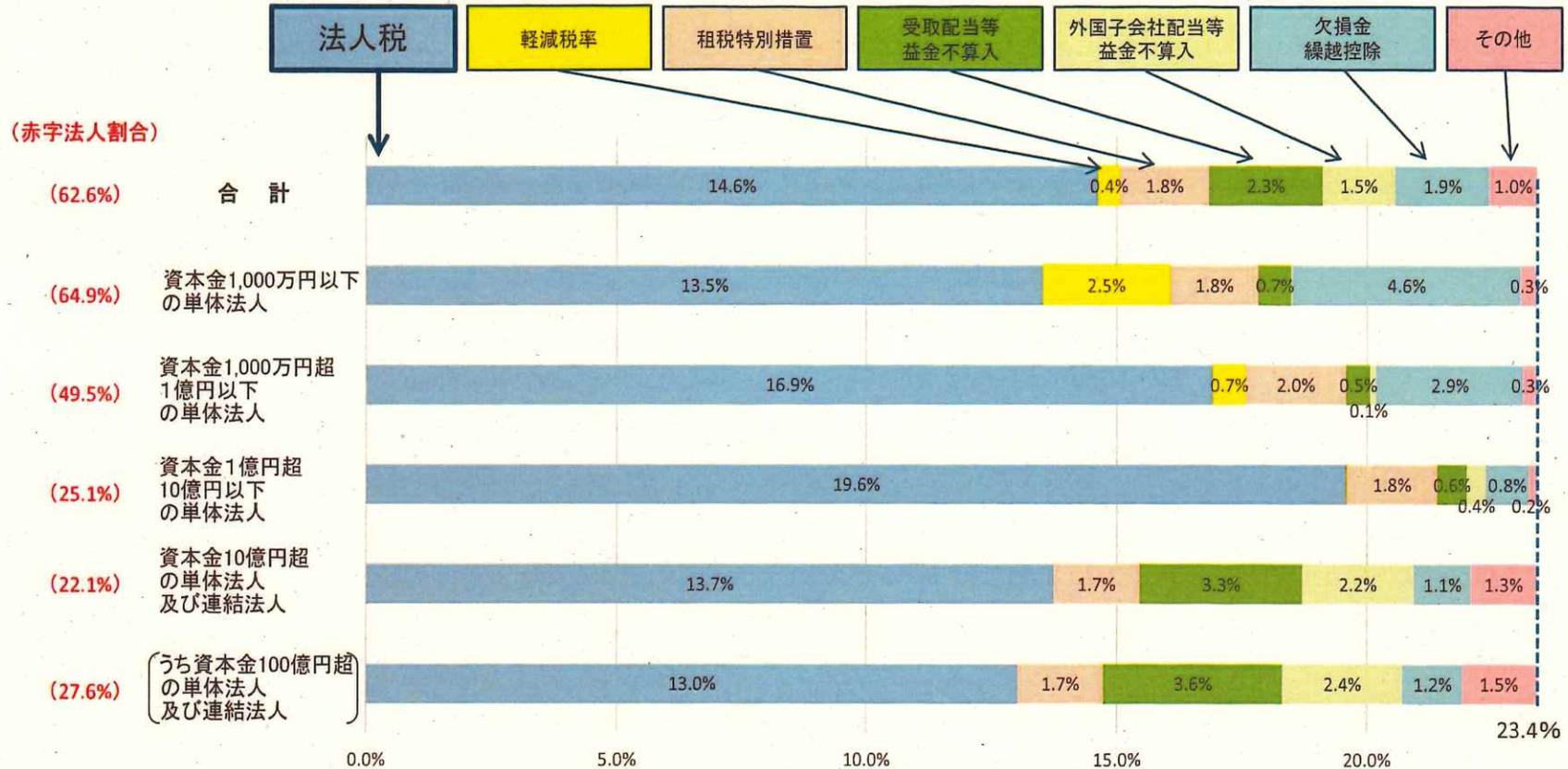


出典：法人企業統計調査より清水事務所作成

# 資本金階級別の法人税(国税)の状況(平成29年度)

(国税庁「会社標本調査」等に基づく簡易推計)

- 国税庁「会社標本調査」(平成29年度)等に基づき、利益計上法人(欠損金繰越控除を適用して所得金額ゼロとなる法人を含む。)について、
- ・課税所得金額に、租税特別措置による減算額や、益金不算入とされた受取配当・外国子会社配当等を足し戻すことで、「税引前利益」を推計し、
  - ・その上で、当該「税引前利益」に対する法人税の割合や、法人税制上の主な措置の影響額の割合を簡易的に推計したもの。



(注) 租税特別措置については、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(29年度)を基に試算した減収額が100億円以上のものを集計している。

\* 受取配当等益金不算入及び外国子会社配当等益金不算入は、子会社段階で法人税が課税されることを踏まえ、二重課税を避ける観点から設けられている制度である点に、留意が必要。

\* 大法人(資本金1億円超)と中小法人(資本金1億円以下)では、利益計上法人の割合などの実態や税制上の取扱いが大きく異なっているため、法人税の負担割合を的確に比較することは困難であることに、留意が必要。



ソフトバンクの上場を祝う東証でのセレモニー風景

■繰越欠損金で半分近く「節税」  
—2018年度のソフトバンクグループ  
の法人所得税—

ソフトバンク株 売却に伴う法人 所得税相当額	本来払うべき法人税 <b>7508億円</b>
繰越欠損金による 非課税分	<b>3452億円</b>
法人所得税	<b>4056億円</b>

(出所)2019年3月期有価証券報告書167ページ

政府が問題視し、封じる海外子会社配当・譲渡のからくり。

盲点を突く果敢な「挑戦」

ソフトバンクGの巨額節税

ソフトバンク株売却を資本取引と見なして利益計上していないにもかかわらず、SBGの19年3月期の営業利益は過去最高の2・3兆円。投資事業が好調だったからで、それ以前も約1兆円の営業利益を計上し続けてきた。巨額黒字会社が巨額の繰越欠損金を抱えているとは意外だが、事実である。からくりは下図のとおりだ。まず、SBGは英アームHDを

ソフトバンクグループ(SBG)の通信子会社ソフトバンクが2018年12月、東京証券取引所に上場した。SBGの中間持ち株会社・ソフトバンクグループジャパンは、上場時にソフトバンク株の一部を売却し2兆円の特別利益を計上した。一方SBGには巨額の繰越欠損金があった。このため、本来払うべき法人税7508億円のうち半分近くの3452億円を払わずに済んだ(上図)。

16年に3・3兆円で買収した(右図①)。次に、スマートフォン向け半導体で圧倒的な世界シェアを誇る事業会社・英アームLtd.株の75%を18年に現物配当として受け取った(右図②)。

最後にSBGはアームHD株を傘下のソフトバンク・ビジョン・ファンドに売却した(右図③)。会社側は金額を明らかにしていないが、アームHDは主な資産であるアームLtd.株の75%を配当した直後なので、企業価値も75%下がり、売却額は約0・8兆円になっていたとみられる。

■「株の現物配当」でアームHD株の価値を下げた  
うえSVFに売却し繰越欠損金を「創出」



国際社会がGAFA対策に本腰

# デジタル課税の行方

**国** 際課税原則が約100年ぶりに大転換する見通しだ。狙いは拡大するデジタル経済への対応だ。OECD（経済協力開発機構）の主導で137カ国・地域の年末合意を目指している。柱は2つ。第1は、多国籍企業が消費者のいる市場国でも適正な税を払うようにするものだ。現在は、支店や工場など恒久的施設がないと市場国では課税できず、ネットサービスでこの事例が拡大している。これに対し、市場国での新たな課税権を確立させる。具体的には、消費者向け多国籍巨大グループ企業の一部利益を、顧客データなど市場国に属する無形資産の残余利

益と見なし、それを売り上げに応じ各市場国に配分して、各国が法人税を課すものだ。また多国籍企業の多くがブランドや特許などの無形資産を軽課税国に移し、市場国での利益を無形資産使用料支払いの形で軽課税国に移転している。これも利益の一定部分の移転を認めないことにする。2つ目の柱は、多国籍企業の租税回避で活用されるアイランドなど軽課税国の封じ込めだ。軽課税国にある子会社の利益についても、親会社の所在する国で一定税率での課税を行うなどの案が有力だ。「7月のG20サミットまでに残された主要な論点について合意できるかがカギ」（財



議論を受け、GAFAの納税方針にも変化の兆し

務省主税局の陣田直也参事官。配分する残余利益の水準次第で、GAFAを擁する米国の反発も予想される。一方、トヨタ自動車など日系メーカーの多くは利益率が相対的に低く、新課税の対象外となりそうだ。（野村明弘）

法」（細野氏）だからだ。「海外事業における最適な資本関係を実現するため」とSBGに強弁されれば課税が難しい。実際、SBGは同様の説明を国税局にしたもようだが、今後はこの妙手が使えなくなる。19年12月に閣議決定された「税制改正の大綱」によれば、海外子会社配当の非課税措置と海外子会社株譲渡を組み合わせた繰越欠損金の創出はできなくなる。配当した分だけ子会社株の簿価を引き下げなければならなくなるためだ。配当後の子会社株を売却しても損金が発生せず、したがって繰越欠損金も生じない。「明らかにSBGを念頭に置いた改正。同様の節税をした会社は過去に何社もあるが、『金額や社会的影響が大きすぎる』と政府が問題視したのではないか」（水品氏）。

SBGの国税局への挑戦的な姿勢は今に始まったことではない。SBGはかつてヤフーとソフトバンクIDCソリューションズとを合併させて、IDCSの繰越欠損金540億円をヤフーの損金として処理した。国税局はこれを租税回避だとして265億円を追徴課税。不服を申し立てたSBGに対し、最高裁判所は16年に上告を断言している。（山田雄一郎）



撮影：尾形文男

この約0・8兆円を買収額の3・3兆円から引いた約2・5兆円を税法上の損金とし、翌19年3月に繰り越した。なぜこのような複雑なことをしたのか。単にソフトバンク株を売り出したのでは3割強が法人税として持っていかれる。そこでソフ

トバンク株の巨額売却を見越して、アームHD株売却で巨額の繰越欠損金を創出しておいたのではないかと。SBGは「仮定に基づく質問だ」とし、何も語ろうとしない。

行った」とするが、会計評論家の細野祐二氏は「事実上の租税回避行為であることは異論の余地がない」と断言。税理士の水品靖芳氏も「税務当局は租税回避だと言いたくなるだろう」と指摘する。ただ、「東京国税局が更正処分をするにはハードルが高い。課税できないのでは」（水品氏）。それは「法人税法の盲点を突いた手

租税回避ではない？」

右ページ下図①③の一連の行為は租税回避に当たらないのか。SBGは「税法に従って適切な処理を

出典：週刊東洋経済（2020/2/8）より

## ソフトバンクグループ(株)決算情報

【百万】

決算期	ソフトバンク(株)				ソフトバンクグループ(株)			
	2012.3	2013.3	2014.3	2015.3	2016.3	2017.3	2018.3	2019.3
経常利益	36,634	113,869	245,941	40,482	1,193,181	2,870,956	-150,510	1,728,503
税引き前利益	23,765	78,885	238,426	6,314	777,827	2,818,176	162,422	1,980,425
法人3税	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>5</b>	<b>31,345</b>	<b>5</b>	<b>5</b>
法人税負担率	0.02104%	0.00634%	0.00210%	0.07919%	0.00064%	1.11224%	0.00308%	0.00025%

出典：ソフトバンクグループ(株)・ソフトバンク(株)有価証券報告書

## 子会社からの配当及び子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応（案）

- 法人が子会社株式を取得した後、子会社から配当を非課税<sup>(※)</sup>で受け取るとともに、配当により時価が下落した子会社株式を譲渡して譲渡損失を創出させることにより、租税回避が可能となっている。  
 ※ 子会社からの配当は持株比率に応じ一定割合が益金不算入（非課税）。
- これを効果的に防止するため、以下のとおり見直しを行う。

### 見直し案の概要

法人が (1)一定の支配関係にある子会社から (2)一定の配当額（みなし配当金額を含む）を受けの場合、株式の帳簿価額から、その配当額のうち益金不算入相当額等を減額する。

#### (1)一定の支配関係にある子会社（対象となる子会社）

→ 法人（及びその関連者）が株式等の50%超を保有する子会社

※ 但し、子会社が内国法人であり、かつ、設立から支配関係発生までの間において株式の90%以上を内国法人等が保有しているものを除く

#### (2)一定の配当額（対象となる配当）

→ 1事業年度の配当の合計額が株式の帳簿価額の10%を超える場合の配当の合計額

※ 但し、その合計額が ①支配関係発生後の利益剰余金の純増額に満たない場合 または ②2,000万円を超えない場合を除く。また、③配当の合計額のうち、支配関係発生から10年経過後に受ける配当額を除く。

※上記の見直しは、令和2年4月1日以後開始事業年度分の法人税について適用する。

